

第六十九回 帝國議會 貴族院 昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ

二
關スル去律案
ル爲特別會計

昭和七年法律第一號中改正法律案

昭和九年法律第七號中改正法律案

對支文化事業特別會計法中改正法律案

時和一金克木第一號

委員長 公爵岩倉
具榮君

副委員長 男爵松尾 義夫君

子爵池田政時君

岡 喜七郎君

男爵松平外與麿君

西本建次郎書

大和田健三郎君

昭和十一年五月二十一日(水曜日)午後一時

○委員長（公爵岩倉具榮君） ソレデハ是カラ
委員會ヲ開會致シマス、初メニ御諸リ致

第四部第一類 昭和十一年度

シマスガ、昭和十一年度一般會計歳出ノ財案ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外四案ヲ、一括シテ議題ニ供シタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○委員長（公爵岩倉具榮君） ソレデハ政府委員ノ御説明ヲ御願ヒ致シマス
○政府委員（中島彌園次君） 昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ノ提出理由ヲ説明致シマス、只今議題トナリマシタ昭和十一年度一般會計ノ歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ノ提出理由ハ、大體左ノ通リデアリマス、昭和十一年度一般會計ニ於キマシテ、既ニ成立シテ居リマスル公債法ニ依リ發行スル公債金額、並ニ満洲事件ニ關スル經費ノ爲メ發行スル公債金額ノ外ニ、歳入ノ不足ヲ補填スル爲メ、五億千二百九十九餘萬圓ノ公債ヲ發行スルコトヲ必要トスルコトハ、本會議ニ於テ御説明申上ダマシタガ、之ガ爲ニハ新ニ起債ノ權能ヲ得ルコトガ必要デアリマス、尙昭和十一年度ノ歳出ニ於キマシテモ、其ノ中若干ノ金額ハ例年ノ如ク、翌年度ニ繰越サル、結果ニナルノデアラウ

ト存ゼラレマスガ、其ノ繰越額ノ財源ヘ必ズシモ十一年度内ニ起債スルコトヲ必致シマセヌ、翌年度ニ於テ發行シ得ルコト爲スコトヲ適當ト認メマス、右ノ理由依リマシテ、本法律案ヲ提出致シマシタ第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲヘラレムコトヲ希望スル次第デアリマス次ニ昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使用ニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明致シス、昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使用ヲ爲ス必要ヲ認メマシテ、通信事業特別會計ニ屬スル資金ノ内三百四十萬圓ヲ、又國鐵道特別會計ニ屬スル資金ノ内七百萬ヲ繰替使用シ、關東局特別會計ノ中カラ四十萬圓、朝鮮總督府及臺灣總督府ノ特リ百四十五萬圓、南洋廳特別會計ヨリ四五萬圓ヲ一般會計ニ繰入ル、コトト致シシタ、右繰替使用、又ハ繰入ニ關シマシハ、何レモ法律ノ制定ヲ要シマスルノデ本法律案ヲ提出シタノデアリマス、何卒審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望

要トニ次、充等マ、充等マ、與ノ協贊ヲ經マシテ、其ノ財源ニ充ツル爲ニ、公債ヲ發行スルコトヲ得ル法律ノ制定ヲ見マシテ、之ニ依リマシテ、昭和十一年度マデノ經費ヲ支辨シ得ル次第デアリマスガ、昭和十一年度分ノ經費ト致シマシテ、更ニ二億二百十餘萬圓ヲ必要トスル次第デアリマス、右ノ内特別會計ノ分ハ全部普通財源ヲ以テ支辨致シマスルガ、一般會計ノ分ニ付キマシテハ、滿洲國國防費分擔金受入等ニ相當スル金額ヲ差引キタル、一億七千三百八十一餘萬圓ハ、今日ノ財政情況竝ニ本經費ノ性質ニ顧ミマシテ、從來ノ如ク之ヲ公債財源ニ依ルコトト致シマシタ爲メ、現行滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律ニ依ル發行限度ヲ改正增加スルノ必要ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタノデアリマス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ與ヘラレムコトヲ希望スル次第デアリマス、次ニ昭和九年法律第

七號中改正法律案ノ提出ノ理由ヲ御説明申
人等ニ一時賜金ト致シマシテ交付スル爲メ
公債ヲ發行スルコトヲ得ル法律ハ、去ル第
六十五回帝國議會ノ協贊ヲ經マシテ制定サ
レマシタガ、其ノ後事件ガ延長致シマシ
テ、賜與人員ノ增加ヲ必要トスルニ伴ヒマ
シテ、交付公債ハ更ニ増額ヲ要シ其ノ法律
ヲ改正シ、公債ノ發行限度ヲ増加スルノ必
要ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提出シタ
次第アリマス、何卒御審議ノ上、御協贊
ヲ與ヘラレムコトヲ希望スル次第アリマ
ス、最後ニ對支文化事業特別會計法中改正
法律案ノ、提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマ
ス、對支文化事業特別會計ノ歳出額ハ對支
文化事業特別會計法第七條ニ依リマシテ、
寄付金ニ依ルモノヲ除クノ外、毎年度三百
萬圓ヲ超過シ得ナイコトニナツテ居リマス、
然ルニ輓近時代ノ推移ニ伴ヒマシテ、臨時
ニ増加ヲ要スルモノガアリマスト同時ニ、
歲入ノ方面ニ於キマシテハ、偶々當初豫想シ
テ居ラナカツタ團匪賠償金收入ニ伴フ爲替
差増ヲ生ジテ居リマスルノデ、昭和十一年
度以降當分ノ内百萬圓ヲ限り、右法律第七
條ノ制限額ヲ超過シ得ルコトト致シタイト
考ヘマス、是ガ爲ニ該法律ノ改正ヲ要シマ

スルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第
デアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛ヲ與
ヘラレムコトヲ希望スル次第デアリマス
○委員長（公爵岩倉具榮君） 御質問ガゴザ
イマスカ

當リマシテ、或ハ租稅ノ改廢、或ハ增稅其ノ他各種ノ方法ヲ御執リニナル時期ニラカナリトモ此ノ赤字公債ト云フモノヲ相當整理、按排ヲスル御考ガオアリニナルノデアリマセウカドウカ、此ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、ソレカラ其ノ次ニ一番目ニ舉ゲテアリマスガ、是ハ私或ハ伺ヒ損ヒカモ知レマセヌガ、若シ私ノ伺ヒ損ヒデシタラ御教ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、此ノ表ヲ拜見致シマスルト、各特別會計ニ屬スル資金ヲ繰入レ使用スルト云フ法律案デアリマスガ、是ハ現在此ノ資金ヲ各特別會計デ資金トシテ持ツテ居ルノデアリマスカ、或ハ私ハ之ヲ益金ト云フ意味ニ解釋シテ伺ッタノデアリマスガ、所謂特別會計ノ益金ヲ繰替使用スルト云フ意味デ出來テ居ルノデアリマセウカ、其ノ資金ト益金ノ關係ガ少シ私、頭ガ混亂シテ居ルノデアリマスカラ其ノコトニ付テハツキリ御説明ヲ願ヒタイント思ヒマス、更ニ此ノ問題ト直接關係ハゴザイマセヌケレドモ、相當特別會計ニ於テハ益金ガアルヤウニ承知シテ居リマス、殊ニ鐵道會計ニ於キマシテハ年々可ナリ大キイ所ノ黒字ヲ現シテ居ル、又遞信事業ノ通信事業ニ於キマシテモ相當ノ益金ガアルニ

鐵道ニ致シマシテモ、通信事業ニ致シマン
テモ現場事業デアリマスカラ、直持ニ國民ト
ノ關係ガ深イモノデアリマスカラ、サウ無
暗ニ之ヲ取上げルコトハ出來マセヌケレド
モ、相當苦シイ今日ノ日本ノ財政ノ立場カ
ラ見レバ、是等各特別會計ノ益金ヲ相當、
如何ヤウニカ處置ラスルト云フコトニ付テ
ノ御考慮モ必要デハナイカト思ヒマス、無
論御研究中グラウト思ヒマスケレドモ、御
差支ナイ限り此ノ點ニ付キマシテノ、政府
當局ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス、先ヅ
二ツダケ御伺ヒ致シマス

アリマシタガ、公債ノ消化力、公債政策ノ問題デアリマシテ、又増稅等ニモ御關係ニナラレテ御質問セラレマシタノデアリマス、是ハ非常ニ重大ナル問題デアリマシテ、馬場大藏大臣カラモ衆議院ノ本會及委員會、豫算委員會其ノ他ノ委員會ニ於テ、何遍モ委員カラ御質問ガアリ、又御答辯ガアリマシテ、貴族院ノ豫算委員會ニ於キマシテモ色々御話ガアッタヤウデアリマスルガ、大藏當局ノ見ル所ト致シマシテハ、此ノ赤字公債ト云フモノハモウ少シ増加致シマシテモ、消化力ニ關シマシテハ左程心配ハナイト云フ考ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、大藏大臣ハ大體十億萬圓ノ見當ノ赤字公債ナラバ、之ヲ發行致シマシテモ消化力ニ於キマシテハ、當分差支ナイト云フ考ヲ持ツテオイデニナルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテモ基礎數字ニ關シマシテハ、相當大藏省ノ方ニハ研究ハシテ居ルノデアリマスルガ、基礎ノコトヲ申上ゲマスルト云フト、又大分面倒ニナリマスカラ申上ゲマセヌガ、十一年度ノ豫算ノ編成ニ當リマシテハ、馬場大臣ガ就任當初ニ御聲明サレマシタ通りニ、躍進日本ノ對外發展ノ關係上、國防ノ充實ヲ計ラナケレバイカヌト云フコトト、

又一方カラ考ヘマスルト云フト、國內ニ於ケル所ノ國民生活ノ安定、其ノ他農村ノ問題、中小商工業者ノ問題等、所謂庶政一新ノ政策ヲ實行スルニ付キマシテハ、非常ナル決心ヲ以テ當ラナケレバイカヌノデアリマシテ、歳出ニ付キマシテハ、相當增加スルト云フコトヲ考ヘナケレバイカヌノデアリマシテ、赤字公債モ相當增加スルト云フコトハ、斯ウ云フ政策ノ建前カラ行ケバ已ムヲ得ナイコトデアラウト考ヘマス、併シナガラ此ノ時局ヲ解決スルニ當リマシテ、將來ノ國民ニ負擔ヲ遺シマシテ、公債ノミニニ依ツテ此ノ時局ヲ解決サセルト云フコトハ是ハ無理デアル、矢張リ現在ノ國民モ之ヲ負擔シナケレバナラヌト云フ建前カラ致シマシテ、増稅計畫ヲヤル決心デアリマス、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、赤字公債ト增稅トニ依リマシテ、昭和十二年度ノ豫算ノ編成ヲシテ行ク考デアリマスガ、併シナガラ固ヨリサウ申シマシテモ、之ガ爲ニ歳出ヲ濫リニ膨脹サシテ公債ノ消化力ガナクナツテ居リマセヌノデ、固ヨリ此ノ經濟界ノ狀況ヲ考ヘマシテ、増稅シテモ經濟界ニ堪エル状況、ソレカラ又一方カラ考ヘマスルト云フト、其ノ公債ノ消化力ト云フコトモト

シテ其ノ先ニ私ガ申上ゲマシタ十億ト云フ
數字ハ、大藏大臣モ申上ゲラレマシタ、是
ハ赤字公債バカリデナク各種ノ公債ガ入ッ
テ、全體ノ公債ノ意味デ、馬場大藏大臣ガ
一例トシテ申上ゲタニ過ギナイノデアリマ
ス、サウシテ其ノ第一ニドウ云フ方法ヲ採ツ
テ公債ヲ消化サシテ行クカト申シマシタナ
ラバ、經濟界ノ自然的ノ方法ヲ以テ、成ル
ベク無理ヲシナイデ、「ナチュラリー」ニ消
化サシテ行クト云フコトガ第一デアリマシ
テ、ソレデ色々ナ經濟界ノ狀況デ、出來ナ
イヤウニナルナラバ、行政的ノ方法ヲ採リ、
行政的ノ方法ヲ採ッテイカナイ時ニハ立法
上ノ方法ヲ採ル、此ノ三段構ヘデ公債ノ消
化ヲ圖ツテ行クト云フ考ヲ持ッテ居ルノデア
リマシテ、出來得ベケンバ自然的ニ經濟界
ニ消化ガ出來ルヤウナ公債ヲ發行シマシテ、
其ノ程度ニ於テ公債ノ消化ヲ圖ツテ行クト
云フコトガ、之ガ經濟……大藏省ト致シマ
シテハ經濟界ニ對スル所ノ一ツノ方針デナ
ケラネバナラヌト考ヘマス、ソレカラ增稅
ヲ以テ公債ヲ減ラスカト云フ、增稅ニ依ル
所ノ增收ニ依ツテ公債ヲ減ラス、赤字公債ヲ
減ラシテ行クカト云フ御問デアツタヤウニ承
リマシタガ、歲出ノ膨脹ガ相當ニアルトシマ

シタナラバ、當分是ハ赤字公債ハ、是ハ減ラ
ヌモノト見テ行ク外仕方ナカラウト思ヒマス、
増稅モ先程申上ガマシタ意味ニ於キマシテ、將
來ノ國民ノミニ負擔ヲ掛ケルノデハナク、現在ノ
國民モ亦此ノ負擔ヲ負ハナケレバナラヌト
云フ意味合デヤツテ行クノデアリマシテ、此
ノ歲出ノ程度ガドレダケデアルカト云フコ
トハ、今日ニ於テハ分リマセヌノデ、ソレ
ハ十二年度ノ豫算ノ編成ノ時機デナケレ
バ、ドレダケノ赤字公債ニ對スル增稅ヲス
ルカト云フコトニ付キマシテハ、數字上ノ
特別會計カラ繰換使用ニ依リマシテ一般會
計ニ援助ヲ願フコトニナッテ居ルノデアリマ
ス、サウシテ次ニ御質問デアリマシタガ、
確タル見當ハマダ付イテ居ナイノデアリマ
ス、マスルガ、特別會計ノ方ヘ御承知ノ通リニ、
比較的豊カデアリマシテ、鐵道ノ方ニ於キ
マシテハ、益金ハ大體ニ於キマシテ、是ハ
改良事業ニ使用サレテ居ルノデアリマシテ、
使用シテ來ル所ノ金ハ用品勘定ノ内カラ、
資金カラ一般會計ヘ繰替ヘテ來ルコトニ
ナッテ居ルノデアリマス、通信事業ニ於キマ
シテモ、一定ノ資金ヲ持ツテ居リマスノデ、
資金ハ御承知ノ通リ會計年度ヲ拘束サレズ
ニ、通ジテ數回會計年度ニ亘ツテ持ツテ居ル

モノデアリマシテ、益金ハ一會計年度毎ニ
是ハ計算致シマシテ、其ノ益金ヲ決定スル
ノデアリマスガ、通信及鐵道會計共ニ、是
ハ資金カラ繰替ヘ使用スルコトニナリマス、
益金トハ全ク別個デアリマス、大體是ニテ
御答辯ヲ……

○男爵松平外興麿君 只今ノ御説明デ能ク
分リマシタガ、尙念ノ爲ニ承ッテ置キマス
ガ、今赤字公債ガ十九億四千萬圓餘デアリ
ス、是ハ現實ニ是ダケノ赤字公債ヲ發行シ
テ居ルノデアリマスカ、事實豫算ニ計上サ
レ、又特別法律案ニ依ッテ見込マレタダゲ
ノ實際發行額ハ多少減ツテ居ルノデアリマ
セウカ、ソレハ如何ガデアリマスカ

○政府委員(中島彌園次君) 今迄御協賛ヲ
得マシテ、一度打切りト致シマシテ、滿洲
事件ノ行賞ニ付キマシテ公債發行ヲ致シマ
シタ、其ノ行賞ヲ致シマシタノハ大體八年
度カラ十年度迄ニナツテ居ルノデアリマシ
テ、前ノハ八年度デアリマシタガ、今度ハ
赤字公債ニ付キマシテハ、現實ニ十年度末
迄ニ發行サレマシタ公債ノ金額デアリマシ
テ、豫算ノ額ヨリハ減ツテ居ルノデアリマ
セウカ、ソイマセヌカ

○政府委員(中島彌園次君) 此ノ十九億ノ
赤字公債ニ付キマシテハ、現實ニ十年度末
迄ニ發行サレマシタ公債ノ金額デアリマシ
テ、豫算ノ額ヨリハ減ツテ居ルノデアリマ
セウカ、ソイマセヌカ

○男爵松平外興麿君 昭和九年ノ法律第七
號デアリマスガ、滿洲事件行賞賜金ノ財源
トシテノ法律案デアリマスガ、是ハアレデ
ゴザイマセウカ、本年度デ之ガ無クナルト
云フ譯デモゴザイマセヌト思ヒマス、現在

滿洲ノ方ニ相當日本カラ警備者ガ行ツテ居

リマスノデアリマスカラ、事件ガ終了ノ見
込ガ付キマセヌノデアリマスカラ、恐ラク
是ハ見込ガ付カナイノデアラウト思ヒマス
ケレドモ、大體豫算ノ編成時期ニ御見込ガ
出来ナイカモ知レマセヌガ、先ヅ歸スル所
ハ大體、毎年此ノ限度位ノ公債ヲ發行スル
ト云フコト位ハ御見込ガ付イテ居ルノデア
リマセウカ、見通シガ付イテ居ルノデアリ
マセウカ

○政府委員(中島彌園次君) 今迄御協賛ヲ
得マシテ、一度打切りト致シマシテ、滿洲
事件ノ行賞ニ付キマシテ公債發行ヲ致シマ
シタ、其ノ行賞ヲ致シマシタノハ大體八年
度カラ十年度迄ニナツテ居ルノデアリマシ
テ、前ノハ八年度デアリマシタガ、今度ハ
赤字公債ニ付キマシテハ、現實ニ十年度末
迄ニ發行サレマシタ公債ノ金額デアリマシ
テ、豫算ノ額ヨリハ減ツテ居ルノデアリマ
セウカ、ソイマセヌカ

○岡喜七郎君 委員會ハ大概今日デオ終ヒ
ニナル御見込デゴザイマセウカ、若シ願ヘ
マシタカラ、少シ御待ヲ願ヒマス
○岡喜七郎君 誠ニ迂闊ナコトヲ大藏省ノ
政府委員ニ承リマスルガ、此ノ特別會計ノ
先程御話ニナリマシタ資金カラ、一般會計
ニ若干ノ何ヲ繰入レラレルノデゴザイマス
カ、是ハ他日拂戻ス、特別會計ニ繰入レル
ト云フコトニナツテ居リマスガ、是ハ一體豫
算ノ形式ト致シマシテ、矢張リ特別會計カラ
ラ繰入ニナリマスル金額ハ、一般會計カラ
云ヒマスレバ歲入ニナルノデゴザイマシテ、
其ノ歲入ハ即チ特別會計カラ借入レラレル
ト云フコトニ相成ルノデゴザイマスカラ、
チヨツト其ノ整理上、ドウ云フ名義ニ相成ル

○岡喜七郎君 委員會ハ大概今日デオ終ヒ
ニナル御見込デゴザイマセウカ、若シ願ヘ
マシタカラ、少シ御待ヲ願ヒマス
○岡喜七郎君 誠ニ迂闊ナコトヲ大藏省ノ
政府委員ニ承リマスルガ、此ノ特別會計ノ
先程御話ニナリマシタ資金カラ、一般會計
ニ若干ノ何ヲ繰入レラレルノデゴザイマス
カ、是ハ他日拂戻ス、特別會計ニ繰入レル
ト云フコトニナツテ居リマスガ、是ハ一體豫
算ノ形式ト致シマシテ、矢張リ特別會計カラ
ラ繰入ニナリマスル金額ハ、一般會計カラ
云ヒマスレバ歲入ニナルノデゴザイマシテ、
其ノ歲入ハ即チ特別會計カラ借入レラレル
ト云フコトニ相成ルノデゴザイマスカラ、
チヨツト其ノ整理上、ドウ云フ名義ニ相成ル

○委員長(公爵岩倉具榮君) 只今茲ニ文化
事業部長ガ見エテ居リマスケレドモ……

○政府委員(中島彌園次君) 岡サンノ申サ

ト云フヤウナコトデアリ、歸ル時ハ凱旋ト
見タイト思フノデス、イヤ御出席ガ差支ガ
アリマスレバ、又次ニ致シマス、私ノ御尋
ね致シタイト考ヘマスコトハ文化事業直接
デナイノデゴザイマスルカラ、之ニ關聯イ
タシマシテチヨツト外務大臣ノ御所見ガ承ツ
テ見タイト思フノデアリマスガ、若シ折ガ
ナケレバ又他ノ機會ニ致シマス、強ヒテ御
出席ガ御差支ガアレバ、御無理ニハ御願ヲ
致シマセヌ

○委員長(公爵岩倉具榮君) 今聽キニヤリ
マシタカラ、少シ御待ヲ願ヒマス
○岡喜七郎君 誠ニ迂闊ナコトヲ大藏省ノ
政府委員ニ承リマスルガ、此ノ特別會計ノ
先程御話ニナリマシタ資金カラ、一般會計
ニ若干ノ何ヲ繰入レラレルノデゴザイマス
カ、是ハ他日拂戻ス、特別會計ニ繰入レル
ト云フコトニナツテ居リマスガ、是ハ一體豫
算ノ形式ト致シマシテ、矢張リ特別會計カラ
ラ繰入ニナリマスル金額ハ、一般會計カラ
云ヒマスレバ歲入ニナルノデゴザイマシテ、
其ノ歲入ハ即チ特別會計カラ借入レラレル
ト云フコトニ相成ルノデゴザイマスカラ、
チヨツト其ノ整理上、ドウ云フ名義ニ相成ル

| |
|---|
| <p>レマンタ通リデアリマシテ、一般會計ガ特別會計カラ借入レルコトハデス、サウシテ將來返スト云フ建前デ行ツテ居ルノデアリマス</p> <p>○岡喜七郎君 其ノ返サレマスノハ、其ノ所屬年度デ御返シニナルノデゴザイマスカ、或ヘ他ノ年度ニシテモ差支ナインデゴザイマスカ、ドウ云フ御取扱ニナリマスカ</p> <p>○政府委員(中島彌國次君) 後年度ニヤルコトニナリマス</p> <p>○岡喜七郎君 後年度ニシテ北支ニ關スマス、新シイモノハ主トシテ北支ニ關スマス、サウ云フモノガ今度ノ増加額ニナッテ居リテゴザイマス</p> |
| <p>○子爵舟橋清賢君 チヨット伺ヒタイノデアリマスガ、此ノ團匪事件ノ賠償金ト云フモノハ、各國ハ大體現在ドウ云フ風ニ使用シテ居リマスカ、サウ云フコトガ分リマシタラ伺ヒタイ</p> <p>○委員長(公爵岩倉具榮君) 今外務省ノ政府委員ニ大臣ヲ呼ビニ行シテ貫ヒマシタカラ、歸ラレテカラ願ヒマス……只今外務大臣ノ代リニ、對支文化事業部長ガ今直グニ見エラレマスカラ……</p> <p>○政府委員(岡田兼一君) 各國ノ團匪賠償金ノ使ヒ方ニ付キマシテハ、最モ多ク團匪賠償金ヲ取ッテ居リマスノハ「ロシア」、「フランス」、「ドイツ」アタリデゴザイマスガ、モノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレハ北支那ニ於テ自然科學ノ研究ヲ助成致シマス、ソレカラ上海、北平ニ依リマシテ新ニ致シマスル施設ノ主ナルモノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレカラ上海、北平ニ於テ近代科學圖書館ノ新設ヲ助成致シマス、斯ウ云フモノガ主ナモノデアリマス、尙其</p> |
| <p>ノ外中華民國カラ日本ニ參ツテ居リマス學校ノ施設ニ要スル經費ヲ出シマストカ、是ハ主ニ農業ノモノナス、新シイモノハ主トシテ北支ニ關スマス、サウ云フモノガ今度ノ増加額ニナッテ居リテゴザイマス</p> <p>○子爵舟橋清賢君 チヨット伺ヒタイノデアリマスガ、此ノ團匪事件ノ賠償金ト云フモノハ、各國ハ大體現在ドウ云フ風ニ使用シテ居リマスカ、サウ云フコトガ分リマシタラ伺ヒタイ</p> <p>○委員長(公爵岩倉具榮君) 今外務省ノ政府委員ニ大臣ヲ呼ビニ行シテ貫ヒマシタカラ、歸ラレテカラ願ヒマス……只今外務大臣ノ代リニ、對支文化事業部長ガ今直グニ見エラレマスカラ……</p> <p>○政府委員(岡田兼一君) 各國ノ團匪賠償金ノ使ヒ方ニ付キマシテハ、最モ多ク團匪賠償金ヲ取ッテ居リマスノハ「ロシア」、「フランス」、「ドイツ」アタリデゴザイマスガ、モノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレカラ上海、北平ニ依リマシテ新ニ致シマスル施設ノ主ナルモノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレカラ上海、北平ニ於テ近代科學圖書館ノ新設ヲ助成致シマス、斯ウ云フモノガ主ナモノデアリマス、尙其</p> |
| <p>ノ外中華民國カラ日本ニ參ツテ居リマス學校ノ施設ニ要スル經費ヲ出シマストカ、是ハ主ニ農業ノモノナス、新シイモノハ主トシテ北支ニ關スマス、サウ云フモノガ今度ノ増加額ニナッテ居リテゴザイマス</p> <p>○子爵舟橋清賢君 チヨット伺ヒタイノデアリマスガ、此ノ團匪事件ノ賠償金ト云フモノハ、各國ハ大體現在ドウ云フ風ニ使用シテ居リマスカ、サウ云フコトガ分リマシタラ伺ヒタイ</p> <p>○委員長(公爵岩倉具榮君) 今外務省ノ政府委員ニ大臣ヲ呼ビニ行シテ貫ヒマシタカラ、歸ラレテカラ願ヒマス……只今外務大臣ノ代リニ、對支文化事業部長ガ今直グニ見エラレマスカラ……</p> <p>○政府委員(岡田兼一君) 各國ノ團匪賠償金ノ使ヒ方ニ付キマシテハ、最モ多ク團匪賠償金ヲ取ッテ居リマスノハ「ロシア」、「フランス」、「ドイツ」アタリデゴザイマスガ、モノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレカラ上海、北平ニ依リマシテ新ニ致シマスル施設ノ主ナルモノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレカラ上海、北平ニ於テ近代科學圖書館ノ新設ヲ助成致シマス、斯ウ云フモノガ主ナモノデアリマス、尙其</p> <p>ノ外中華民國カラ日本ニ參ツテ居リマス學校ノ施設ニ要スル經費ヲ出シマストカ、是ハ主ニ農業ノモノナス、新シイモノハ主トシテ北支ニ關スマス、サウ云フモノガ今度ノ増加額ニナッテ居リテゴザイマス</p> <p>○子爵舟橋清賢君 チヨット伺ヒタイノデアリマスガ、此ノ團匪事件ノ賠償金ト云フモノハ、各國ハ大體現在ドウ云フ風ニ使用シテ居リマスカ、サウ云フコトガ分リマシタラ伺ヒタイ</p> <p>○委員長(公爵岩倉具榮君) 今外務省ノ政府委員ニ大臣ヲ呼ビニ行シテ貫ヒマシタカラ、歸ラレテカラ願ヒマス……只今外務大臣ノ代リニ、對支文化事業部長ガ今直グニ見エラレマスカラ……</p> <p>○政府委員(岡田兼一君) 各國ノ團匪賠償金ノ使ヒ方ニ付キマシテハ、最モ多ク團匪賠償金ヲ取ッテ居リマスノハ「ロシア」、「フランス」、「ドイツ」アタリデゴザイマスガ、モノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレカラ上海、北平ニ依リマシテ新ニ致シマスル施設ノ主ナルモノハ、北支ノ方面ニ關係致シタモノデアリマス、ソレカラ上海、北平ニ於テ近代科學圖書館ノ新設ヲ助成致シマス、斯ウ云フモノガ主ナモノデアリマス、尙其</p> |

ヲ待ツタ上デ、御終了ニナル御方針デゴザイ

マスカ、私ハドチラデモ結構デスガ、他ノ

委員ニモ色々御都合モアルデセウカラ、一

應速記ヲ止メテ御懇談ヲ爲サッタラ如何デ

スカ

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ速記

ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○委員長(公爵岩倉具榮君) 速記ヲ始メ

テ……ソレデハ質問ヲ打切ルコトニ御異議ゴ

ザイマセヌカ……ソレデハ討論ニ入リマス、

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル

爲公債發行ニ關スル法律案外四案ヲ、一括

シテ可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ全會

一致ニ依ツテ可決スルコトニ致シマス、次ニ

昭和十一年勅令第七号ニ付テ、政府委員ノ

御説明ヲ御願ヒ致シマス

○政府委員(中島彌團次君) 災害善後ニ關

スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル緊急處

分勅令事後承諾案、提出ノ理由ヲ御説明申

上ゲマス、昭和十年度ニ於テ各地ニ起リマ

シタル災害ニ關シマシテハ、第二豫備金ヲ

支出シ、一應ノ措置ヲ講ジマシタガ、同年

度内ニ於テ必要トスル其ノ餘ノ經費ニ付キ

マシテハ、第六十八回帝國議會ニ於キマシ

テ衆議院ガ解散ヲ命ゼラレタル爲ニ、之ニ

必要ナル追加豫算ノ成立ヲ見ルコトガ出來

ナカツタ次第アリマス、而シテ右經費ノ一

部ハ第二豫備金ノ使用殘額ヲ以テ支辨シ得

マシタノデアリマスルガ、其ノ大部分ハ之

ヲ支辨スルノ財源ガナカツタ次第アリマ

ス、然レドモ是等經費ノ内ニハ公共ノ安全

ヲ保持スル爲、緊急ノ需要アリ、總選舉後

ニ召集セラル、帝國議會ノ開會ヲ待ツコト

能ハザルモノガアリマシテ、已ムヲ得ズ是

ガ財源ヲ公債ニ求ムルコトト致シマシテ、

六百十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行スルノ途ヲ開

ク爲メ、本年二月十二日、帝國憲法第七十

條ノ規定ニ依リマシテ、昭和十一年勅令第

七號ガ公布セラレタ次第アリマス、而シ

テ右公債ニ依ル歲入金ヲ財源トシテ、本年

二月十三日勅裁ヲ經マシテ、內務省所管ニ

於テ二百三十六萬餘圓、農林省所管ニ於キ

ノ豫算外支出ヲ致シマシタノデアリマス、

何卒御審議ノ上、御承諾アラムコトヲ望ミ

マス次第アリマス

ゴザイマセヌカ

○子爵舟橋清賢君 本案ヲ直チニ承諾スル

コトニ、私ハ異議ガゴザイマセヌカラ、直

チニ採決セラレムコトヲ希望イタシマス

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ全會

一致ヲ以テ承諾ヲ與ヘルコトニ御異議ゴザ

イマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ承諾

ヲ與フルコトニ決定致シマス、是ニテ委員

會ヲ終ルコトト致シマス

出席者左ノ如シ

委員長 公爵岩倉 具榮君

副委員長 男爵松尾 義夫君

委員 子爵池田 政時君

子爵舟橋 清賢君

岡 喜七郎君

男爵松平外興麿君

土方 久徵君

西本健次郎君

政府委員

外務省文化事業部長 岡田 兼一君

外務書記官 岡本 季正君

大藏政務次官 中島彌團次君
大藏省主計局長 賀屋 興宣君
大藏書記官 木内 四郎君